

## ベビーシッター派遣事業割引券 特例措置のご案内 ～ 割引が最大11,000円になりました ～

新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年3月にベビーシッター派遣事業割引券の特例措置が設けられました。しかし、4月以降も一部地域において小学校等が臨時休業することから、当分の間、利用枚数に変更がございます。

ご利用の際は女性医師支援センターまでお問い合わせください。

### ベビーシッター割引券内容

対象者	本学に在籍するすべての職種の教職員 (男女とも、医師以外も利用可)
対象児童	・乳幼児及び小学校3年生までの児童 ・その他健全育成上の世話を必要とする小学校6年生までの児童
対象サービス	・家庭内における保育や世話(家庭以外は利用不可) ・ベビーシッターによる家庭から保育所等への送迎
助成内容	1枚につき2,200円の割引券を発行
利用限度	1日(1回)1枚、1ヶ月に24枚、1年度に280枚まで利用可
利用できる ベビーシッター会社	公益社団法人全国保育サービス協会をご確認ください URL: <a href="http://www.acsa.jp/index.htm">http://www.acsa.jp/index.htm</a> 又はQRコード
利用方法	女性医師支援センターHPをご確認ください



### 変更内容(4月以降当分の間の特例措置)

#### 利用限度

- ・ 1日(1回)対象児童1名につき**5枚まで使用可**  
※利用料金が使用枚数×2,200円以上のサービスが対象となります。  
【例】1回 5,000円の利用の場合→割引券2枚利用可(自己負担 600円)  
1回 15,000円の利用の場合→割引券5枚利用可(自己負担4,000円)
- ・ 1家庭につき**120枚まで**

※今年度分の割引券は6月以降に発行予定です。割引券をお持ちでない期間にベビーシッターを利用された場合は、必ず領収書やそれに代わるものを保管しておいてください。

